

令和元年5月10日

独立行政法人農畜産業振興機構

平成30年度の肉豚経営安定交付金（豚マルキン）における平成30年度第4四半期の負担金納付期限が延長された者の負担金の額について

肉豚経営安定交付金交付要綱（平成30年12月21日付け30農畜機第5241号）附則16に基づき、平成30年度第4四半期の負担金の納付期限が延長された登録生産者の負担金の額は、同四半期を含む算出期間の標準的販売価格が標準的生産費を下回らないことが確定したことから、同交付要綱附則18に基づき0円とするので公表します。

（参考）肉豚経営安定交付金交付要綱 附則16

豚コレラの患畜若しくは疑似患畜が確認された登録生産者又は豚コレラの発生に伴い家畜伝染病予防法第32条の規定により家畜の移動が制限された登録生産者（以下「豚コレラの発生生産者等」という。）についての施行日が属する年度の第4四半期（17及び18において「対象四半期」という。）に係る負担金の納付期限については、13の規定中「施行日から起算して四月を経過する日」とあるのは、「施行日が属する年度の第4四半期を含む算出期間に係る積立金から支払われる額が積立金から支払われるまで」とする。

連絡先

畜産経営対策部養豚経営課
電話番号：03-3583-1150